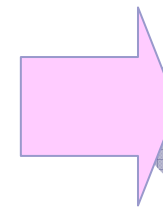


都市計画マスタープランの 策定について

1. 都市計画マスタープランとは

・都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。

- ◆ 今後10年間の都市の将来像を明らかにする。
- ◆ 土地利用の方針、都市施設（道路・公園・下水道等）の整備方針を示す。



市町村が
自ら定める

・創意工夫の下、市民意見を反映して策定する。

・市総合計画、新潟県都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に即し、策定する。

2. 計画の目標年次

計画期間：平成22年から平成31年

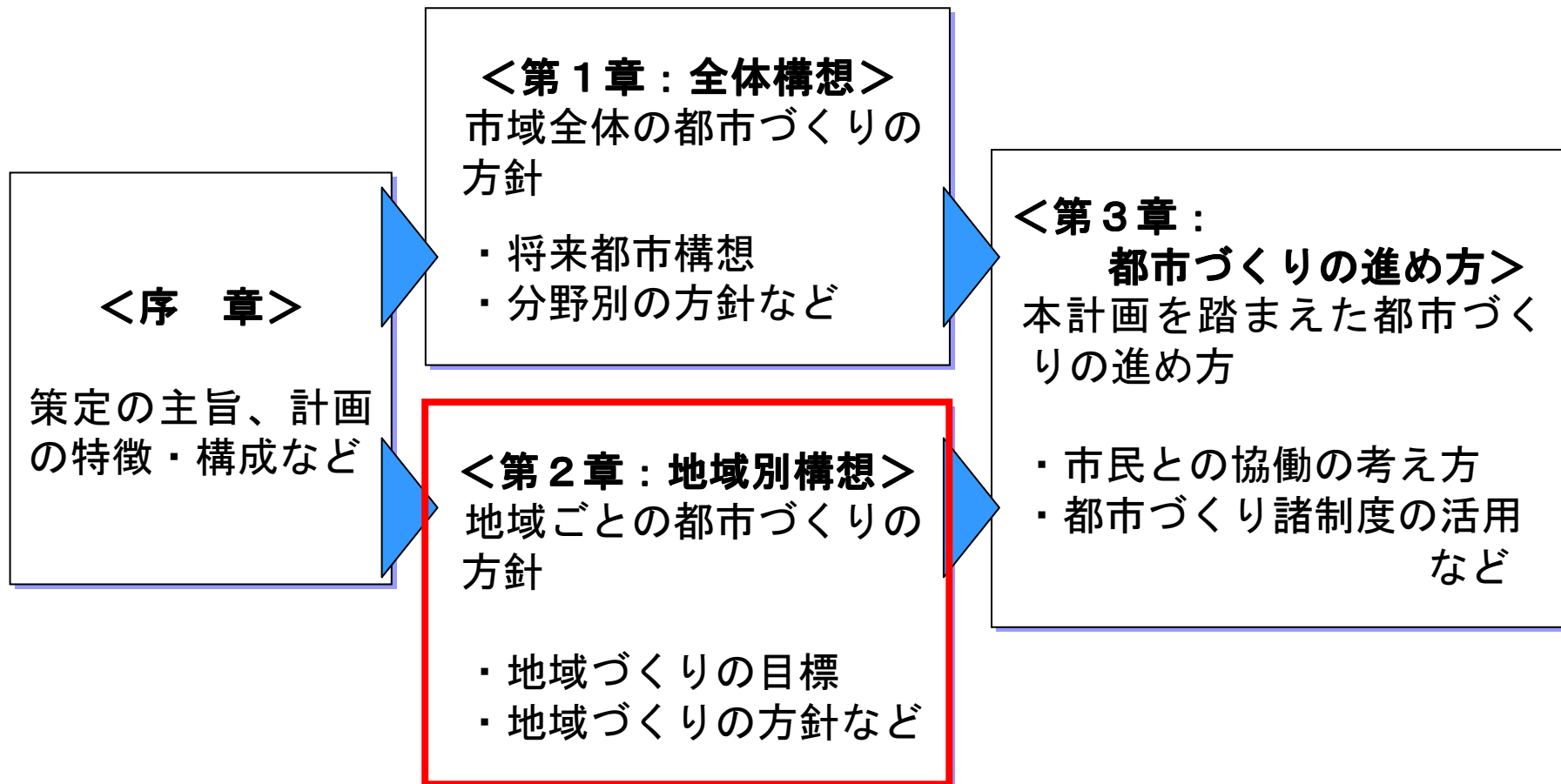
目標年次：平成31年(2019年)

中長期的な視点に立った概ね20年後の
将来を見据え、

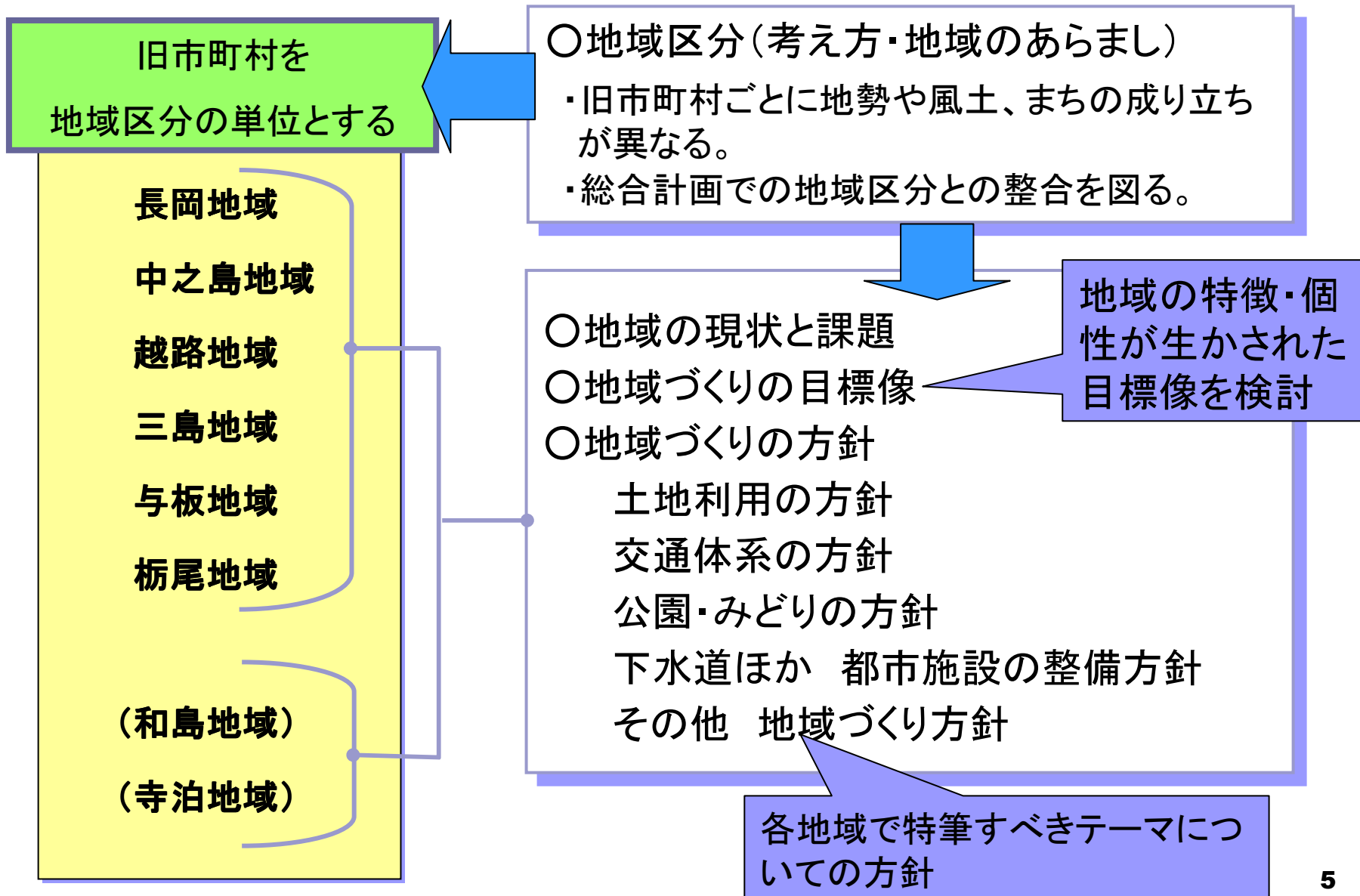
実現可能な10年間の計画とする。

3. 計画の骨子

(1) 計画の構成



(2) 地域別構想



旧市町村を
地域区分の単位とする

長岡地域

中之島地域

越路地域

三島地域

与板地域

栃尾地域

(和島地域)

(寺泊地域)

○地域区分(考え方・地域のあらまし)

- ・旧市町村ごとに地勢や風土、まちの成り立ちが異なる。
- ・総合計画での地域区分との整合を図る。

○地域の現状と課題

○地域づくりの目標像

○地域づくりの方針

土地利用の方針

交通体系の方針

公園・みどりの方針

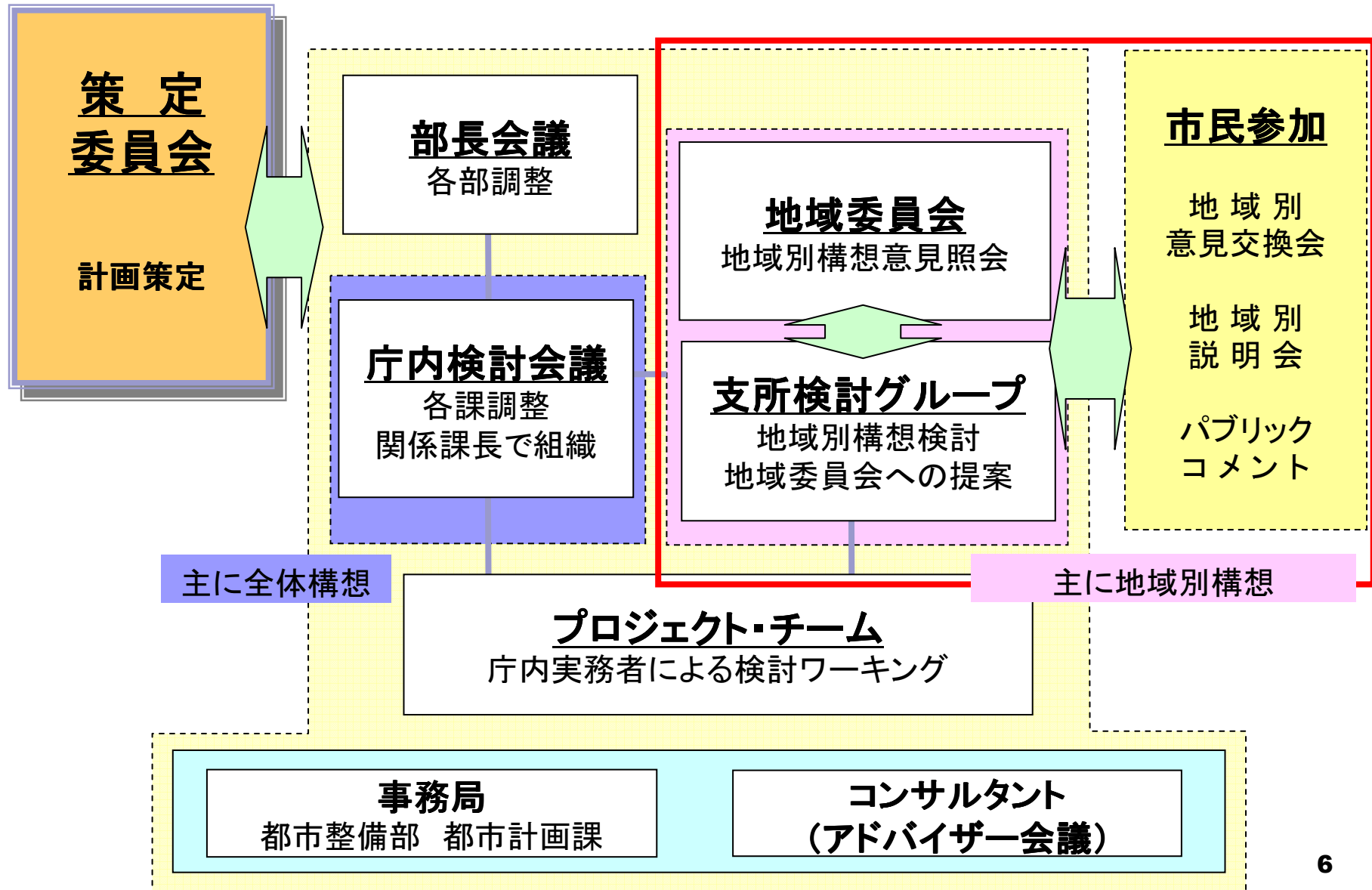
下水道ほか 都市施設の整備方針

その他 地域づくり方針

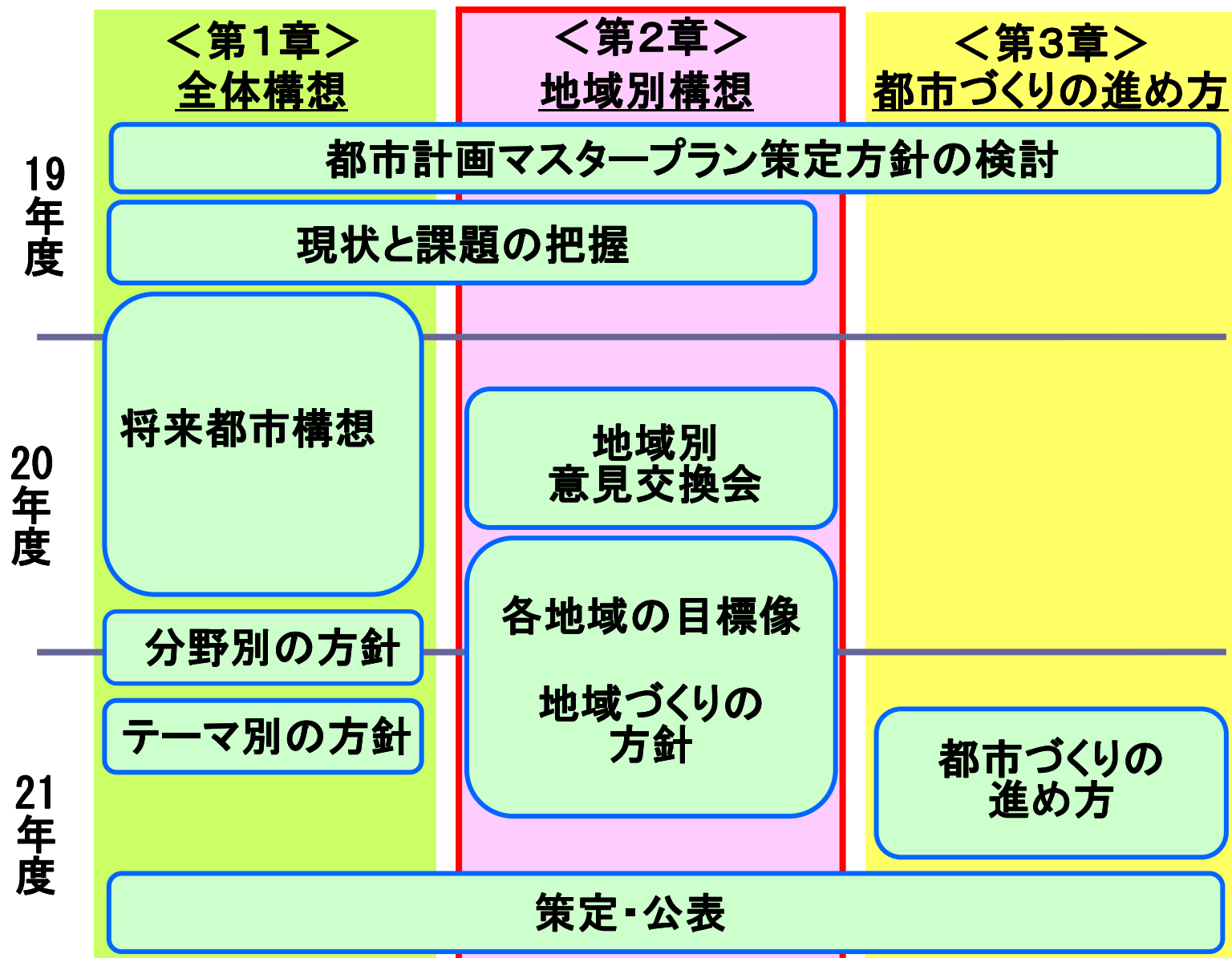
地域の特徴・個性が生かされた
目標像を検討

各地域で特筆すべきテーマにつ
いての方針

4. 検討体制



5. 策定スケジュール





<各地域における当面のスケジュール>

☆4～6月 ・計画策定の主旨説明

(地域委員会)

☆8月ごろ ・地域別意見交換会の実施

(地域にお住まいの方)